

令和4年泉北環境整備施設組合議会

第2回定例会 会議録

令和4年6月2日（木）

泉北環境整備施設組合議会

1 令和4年6月2日(木)午前10時8分、泉北環境整備施設組合議会第2回定例会を本組合議場に招集した。

1 出席議員は、次のとおりである。

1番	明石	宏隆	君	2番	永山	誠	君
3番	久保田	和典	君	4番	畑中	政昭	君
5番	清水	明治	君	6番	溝口	浩	君
7番	村田	雅利	君	8番	谷野	司	君
9番	林	哲二	君	10番	森下	巖	君
11番	服部	敏男	君	12番	埴田	英伸	君
13番	坂元	純一	君	14番	飯阪	光典	君

1 欠席議員は、次のとおりである。

15番 小野林治三夫 君

1 地方自治法第121条の規定により、本会に出席を求め出席したるものは、次のとおりである。

管 理 者	阪口	伸六	副 管 理 者	辻	宏康
副 管 理 者	南出	賢一	事 務 局 長	土本	修一
事 務 局 次 長	飯坂	孝生	会 計 管 理 者	西川	浩二
総 務 部 長	月下	浩一	環 境 部 長	西田	尚史
総 務 部 理 事	炭谷	力	総 務 部 次 長 兼 議 会 事 務 室 長 兼 監 査 事 務 室 長 兼 公 平 委 員 会 事 務 局 長	渡邊	一午
総 務 部 財 政 課 長	山内	良二	総 務 部 総 務 課 長	坂上	晃
環 境 部 理 事	逢野	典夫	環 境 部 次 長	貴志	泰章
環 境 部 次 長	村上	則次	環 境 部 次 長	石川	晋一

環境部
環境事業課長

西田 育生

環境部
資源循環型社会推進課長

野井 昭彦

- 1 本会に出席の事務局職員は次のとおりである。

総務部
財政課長代理

加藤 勝英

総務部
総務課長代理

奥田 大輝

1 本日の議事日程は次のとおりである。

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | | 仮議席の指定について |
| 日程第 2 | 議選第 1号 | 議長の選挙について |
| 日程第 3 | | 議席の指定について |
| 日程第 4 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 5 | | 会期の決定について |
| 日程第 6 | 議選第 2号 | 副議長の選挙について |
| 日程第 7 | 議選第 3号 | 議会運営委員会委員の選任について |
| 日程第 8 | 議案第 3号 | 監査委員（議選）の選任について |
| 日程第 9 | 議案第 4号 | 公平委員会委員の選任について |
| 日程第 10 | 監査報告第 2号 | 例月現金出納検査の結果報告について
(令和3年度令和3年12月分) |
| 日程第 11 | 監査報告第 3号 | 例月現金出納検査の結果報告について
(令和3年度令和4年1月分) |
| 日程第 12 | 監査報告第 4号 | 例月現金出納検査の結果報告について
(令和3年度令和4年2月分) |
| 日程第 13 | 監査報告第 5号 | 例月現金出納検査の結果報告について
(令和3年度令和4年3月分) |
| 日程第 14 | 監査報告第 6号 | 令和3年度定期監査の結果報告について |
| 日程第 15 | 報告第 1号 | 専決処分の承認を求めることについて（泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について） |
| 日程第 16 | 議案第 5号 | 泉北クリーンセンター基幹的設備改良工事請負契約の締結について |

(午前10時8分開会)

○総務部次長兼議会事務室長（渡邊一午君） 改めまして、おはようございます。

議会事務室長の渡邊でございます。

ただいまより令和4年泉北環境整備施設組合第2回定例会を開会願うわけでございますが、本日は泉大津市及び高石市の両市の役員改選後初の議会でありまして、正副議長が不在となっております。

よって、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時議長の職務を行うこととなっております。現在、出席議員の中で服部敏男議員が年長議員でありますので、臨時議長を務めていただきたいと思います。

○臨時議長（服部敏男君） ただいまご紹介いただきました服部でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、議長が選出されるまでの間、臨時議長の職務を務めさせていただきます。何とぞご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ただいま出席議員は14名で、定数の半数以上の出席をいただいておりますので、令和4年泉北環境整備施設組合議会第2回定例会は成立いたしました。

なお、15番 小野林治三夫議員からは欠席届が提出されておりますので、ご報告させていただきます。

よって、これより開会いたします。

この際、管理者より本組合議会招集の挨拶のため、発言の申出がありますので、これを許可いたします。

阪口管理者。

○管理者（阪口伸六君） 改めまして、おはようございます。

議員各位におかれましては、ご多忙な中、本日は令和4年第2回定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

臨時議長の服部議長さんにお許しをいただきましたので、本組合議会の開会に当たりましてご挨拶をさせていただきます。

2050年に温室効果ガス排出量実質ゼロとしますカーボンニュートラルの実現に向けまして、クリーンエネルギーへの転換につきましては、今や日本のみならず、まさに世界の潮流となっております。後ほど本定例会でもご提案申し上げますいわゆる施設の長寿命化、泉北クリーンセンター基幹的設備改良工事につきまして、国、環境省と協議を重ねまして、今回の工事でCO₂の排出量を従前より5%削減することにより、補助率を3分の1から2分の

1に上げていただくこととなりました。これにより組合市の財政負担を軽減できることとなりました。

今後とも、本組合におきましても、このカーボンニュートラルの考え方を活かしながら、かつ、議員各位の皆様方のご意見を賜り、先進的な取組を行ってまいり所存でございます。引き続きご理解、ご支援、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、本日、本組合の令和4年第2回定例会につきましては、泉大津、高石の両市の議員各位におかれまして役員改選が行われ、本組合の派遣議員として新しくお迎えをさせていただきこととなりました。心から歓迎を申し上げます。また、引き続き派遣議員としておいでいただいております議員の皆様方も、今後とも本組合の運営に対しまして、引き続きご理解、ご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本定例会で私どものほうから提案いたしております案件につきましては、議会選出の監査委員の選任、公平委員会委員の任期満了に伴う選任、また、専決処分の報告が1件、先ほど申し上げました工事請負契約の締結の件が1件、また、例月現金出納検査結果、定期監査の報告でございます。

この定例会におきましては、議員役員の改選が予定されております。いずれも極めて重要な案件だというふうに感じております。どうかよろしくご審議の上、それぞれご可決、ご承認賜りますことを心からお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とお願いとさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（服部敏男君） 管理者の挨拶が終わりました。

これより議事に入ってまいりたいと思いますが、本日の日程につきましては、先刻開催されました議員全員協議会の決定により、お手元にご配付しております日程により議事を進めてまいりたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、お手元の日程どおり順次議事を進めてまいります。

○臨時議長（服部敏男君） それでは、**日程第1、仮議席の指定について**を議題といたします。

本件につきましては、ただいまご着席の議席をそれぞれ指定いたします。

2番 永山 誠議員、5番 清水明治議員、6番 溝口 浩議員、8番 谷野 司議員、9番 林 哲二議員、10番 森下 巖議員、以上のとおり議席を指定いたします。その他の議員におかれましては、従前の議席でお願いをいたします。

○臨時議長（服部敏男君） 続きまして、**日程第2、議選第1号、議長の選挙について**を議題

といたします。

本件につきましては、指名推選の方法により当選人を定めることとし、私より指名申し上げたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とし、私よりご指名申し上げます。

2番 永山 誠議員を議長当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議選第1号、議長の選挙については、2番 永山 誠議員が議長に当選されました。

議長に当選されました永山 誠議員が議場におられますので、本席から本組合議会会議規則第32条の規定により議長当選人を告知いたします。

それでは、新議長が誕生いたしましたので、これをもちまして議長職を交代いたします。永山議長、議長席にお着き願います。あわせて議長就任のご挨拶をお願いいたします。皆様におかれましてはご協力ありがとうございました。

○議長(永山 誠君) それでは、会議の前に一言ご挨拶を申し上げます。

このたび私、永山 誠、議員皆様方のご推挙によりまして、本組合議会議長の要職に就くことになりましたことは身に余る光栄でございます。心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

私、議会運営につきましては、微力ながら皆様方のご指導、ご鞭撻を賜り、公正かつ円滑な議会運営に努めさせていただきます。また、本組合の発展と市民福祉の推進に誠心誠意努めてまいります。今後とも皆様方のご協力、ご指導を重ねてお願い申し上げます。簡単措辞でございますが、議長就任のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、引き続き議事に入ります。

○議長(永山 誠君) **日程第3、議席の指定について**を議題といたします。

本件につきましては、本組合議会会議規則第4条第2項の規定に基づきまして、私より指定させていただきます。

ただいまご着席の議席を指定いたします。

○議長(永山 誠君) 続きまして、**日程第4、会議録署名議員の指名について**であります、本組合議会会議規則第87条の規定により、私よりご指名申し上げます。

5番 清水明治議員、9番 林 哲二議員、ご両名をお願いいたします。

○議長（永山 誠君） 引き続きまして、**日程第5、会期の決定について**を議題といたします。
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしましてご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたします。

○議長（永山 誠君） 次に、**日程第6、議選第2号、副議長の選挙について**を議題といたします。本件につきましては、既にご協議をいただいておりますので、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選の方法により当選人を定めることとし、私よりご指名申し上げたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とし、私よりご指名申し上げます。

13番 坂元純一議員を副議長当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議選第2号、副議長の選挙については、13番 坂元純一議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました坂元純一議員が議場におられますので、本席から本組合議会会議規則第32条第2項の規定により副議長当選人を告知いたします。

それでは、坂元純一議員より副議長就任のご挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

坂元純一議員。

○副議長（坂元純一君） 一言ご挨拶申し上げます。ただいま議員皆様方のご推挙をいただきまして、本組合議会副議長に着任をさせていただきました。議長をお支えしながら公正かつ円滑な運営に努めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（永山 誠君） 挨拶が終わりました。

○議長（永山 誠君） 次に、**日程第7、議選第3号、議会運営委員会委員の選任について**を議題といたします。

本件につきましては、既にご協議いただいておりますので、本組合議会委員会条例第4条第1項の規定に基づき私よりご指名申し上げ、選任させていただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、私よりご指名申し上げます。

議会運営委員会委員に、1番 明石宏隆議員、4番 畑中政昭議員、7番 村田雅利議員、8番 谷野 司議員、12番 埜田英伸議員、14番 飯阪光典議員、以上6名の方々を選任いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議選第3号、議会運営委員会委員の選任については、ただいまご指名申し上げましたとおり選任することに決定いたしました。

また、正副委員長も委員各位のご同意をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

委員長には4番 畑中政昭議員、同じく副委員長には12番 埜田英伸議員、以上の方々に委員長並びに副委員長をお願いすることに相なりましたので、よろしくお願い申し上げます。

この際、お諮りいたします。

選任されました議会運営委員会委員により、ただいまより議会運営委員会を開催することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいまより議会運営委員会を開催することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

議会運営委員会委員並びに副議長は会議室のほうにお集まり願います。他の議員さんはそのまましばらくご休憩をお願いいたします。

(午前10時23分休憩)

(午前10時30分再開)

○議長(永山 誠君) それでは、長らくお待たせをいたしました。

ただいまより会議を再開いたします。

なお、本日のこれよりの日程、日程第8以降については、議会運営委員会の決定により、お手元にご配付いたしております日程により順次議事を進めてまいりたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、順次議事を進めてまいります。

引き続き議事に入ります。

○議長（永山 誠君） **日程第 8、議案第 3 号、監査委員の選任について**を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定により、溝口 浩議員に除斥を求めます。

（溝口議員退席）

それでは、本件につきまして、管理者より説明を求めます。

阪口管理者。

○管理者（阪口伸六君） ただいま上程されました議案第 3 号、監査委員の選任につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本組合監査委員のうち、議会議員の中から選任をされておりました監査委員、飯阪光典議員さんにおかれましては、この間ご尽力をいただいておりますが、このたび辞職をされましたので、その後任といたしまして新たに溝口 浩議員をご選任いたしたく、ここに地方自治法第196条第 1 項及び本組合同約第12条第 2 項の規定に基づきまして、議会のご同意を賜りたく、ご提案を申し上げた次第でございます。

溝口 浩議員におかれましては、平成 7 年 4 月に泉大津市議会議員にご就任され、組合市におかれまして議会議長をはじめ要職を歴任され、豊富な知識と経験は本組合監査委員として適任であると確信をいたしております。

どうかよろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由のご説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（永山 誠君） 管理者の説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により質疑、討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件につきまして、同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第 3 号、監査委員の選任については、提案どおり同意することに決定いたしました。

ここで、溝口 浩議員の除斥を解きます。

（溝口議員着席）

○議長（永山 誠君） 引き続きまして、**日程第 9、議案第 4 号、公平委員会委員の選任について**を議題といたします。

それでは、本件につきまして、管理者より説明を求めます。

阪口管理者。

○管理者（阪口伸六君） ただいま上程されました議案第4号、公平委員会委員の選任につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

これまで公平委員会委員を務めていただいております林 正明氏の任期が7月22日となっております。引き続き同氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして、議会のご同意を賜りたくご提案を申し上げた次第でございます。

林 正明氏のご経歴につきましては、お手元にご配付をいたしておりますとおり、優れた識見と豊かな経験をお持ちであり、本組合公平委員会委員として適任であると確信をいたしておる次第でございます。

どうぞよろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由のご説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（永山 誠君） 管理者の説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により質疑、討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件につきまして、同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第4号、公平委員会委員の選任については、提案どおり同意することに決定いたしました。

○議長（永山 誠君） 次に、**日程第10、監査報告第2号から日程第13、監査報告第5号までの例月現金出納検査の結果報告**については、いずれも例月現金出納検査の結果報告でありますので、議会運営委員会の決定により一括議題といたします。

本件につきまして、質疑がありましたらお受けいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、本件につきましては、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく報告があったものとして処理いたします。

○議長（永山 誠君） 次に、**日程第14、監査報告第6号、令和3年度定期監査の結果報告**についてを議題といたします。

本件につきまして、質疑がありましたらお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、本件につきましては、地方自治法第199条第9項の規定に基づ

く報告があったものとして処理いたします。

- 議長（永山 誠君） 次に、日程第15、報告第1号、専決処分の承認を求めることについて（泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について）を議題といたします。

本件について、事務局に内容説明を求めます。

月下総務部長。

- 総務部長（月下浩一君） 総務部長の月下でございます。

ただいま議題となりました報告第1号、専決処分の承認を求めることにつきましてご説明申し上げます。

議案書の7ページをお願いいたします。

本件は、令和3年度の人事院勧告に基づき、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、令和4年5月23日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定によりご報告申し上げ、ご承認を賜るものでございます。

本件は、令和3年度の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改正及び組合市の状況を踏まえ、本組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正するものでございます。

改正内容につきまして、新旧対照表にてご説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。

第1条関係は、本組合の職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、第33条第2項では、再任用職員以外の職員の期末手当の支給率を100分の7.5引き下げ、100分の120に改めるものでございます。同条第3項では、再任用職員の期末手当の支給率を100分の5引き下げ、100分の67.5に改めるものでございます。

第2条関係は、本組合特別職の職員の給与に関する条例の一部改正及び12ページにかけまして本組合の議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正でございまして、いずれも期末手当の支給率を100分の7.5引き下げ、100分の215に改めるものでございます。

恐れ入ります。9ページにお戻りください。

中ほどの附則でございしますが、第1項といたしまして、本条例は令和4年6月1日から施行するものでございます。

第2項は、令和3年12月に支給された期末手当の額に、再任用職員以外の職員は127.5分の15を、再任用職員は72.5分の10を、特別職職員及び組合議会の議員は222.5分の15を乗じ

て得た額を令和4年6月に支給する期末手当から減額する特例措置を設けるものでございます。

以上が泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の内容でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。

○議長（永山 誠君） 説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本件につきまして、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、報告第1号、専決処分の承認を求めることについては、報告どおり承認することに決定いたしました。

○議長（永山 誠君） 次に、**日程第16、議案第5号、泉北クリーンセンター基幹的設備改良工事請負契約の締結について**を議題といたします。

本件について、事務局に内容説明を求めます。

西田環境部長。

○環境部長（西田尚史君） 環境部長の西田でございます。

ただいま議題となりました議案第5号、泉北クリーンセンター基幹的設備改良工事に関する契約締結について、泉北環境整備施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書13ページをご参照願います。

本工事は、建設から18年が経過した泉北クリーンセンターについて、施設の老朽化が進み、通常の定期整備工事では機能回復することができない設備の更新を行うもので、施設全体の長寿命化を図り、併せて二酸化炭素の排出抑制にも取り組むものであります。

契約の方法については、今回の工事対象設備がプラント施工業者の設計思想や特許を含むものであり、そのプラントの能力、公害防止機能など、施設の安全性や性能のほか、施設の補償、工期等に影響を及ぼす工事であり、他社では施工できないこと、加えて、交付金の交付要件でもある一定以上の二酸化炭素の削減を行う必要があり、設備全体の特質を理論的かつ技術的に十分把握していることが必要不可欠であること、また、事業費についても、これまで施設の維持管理を継続して行い、本組合の事後保全を基本とする整備方針を十分理解した事業費削減提案が行われ、同種同規模の他メーカーによる事業費と比較し安価であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当クリーンセンターの設計・施工業者である株式会社タクマと随意契約しようとするものでございます。

なお、工事費用については、10年間の延命化を図ることを前提に予防保全から事後保全へ整備方針を変更することで最小限の事業内容とし、当初計画段階では52億8,771万円の工事費であったものを予算ベースで約半分の28億3,580万円としたものでございます。

また、本工事においては、CO₂排出量を5%以上削減することにより、一般的な補助率3分の1から補助率が2分の1である二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金を活用することで組合市の実質負担の軽減を図ったものでございます。このことにより、事業費については約24億5,100万円を縮減し、財源である起債及び一般財源についても21億500万円の削減を図ることができ、契約金額については、税込み26億3,450万円とするものでございます。

契約の相手方は、兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号、株式会社タクマ、代表取締役社長は南條博昭でございます。

次に、工事の概要についてであります。議案書14ページをご参照願います。

工事名は泉北クリーンセンター基幹的設備改良工事、工事場所は和泉市舞町87番地内でございます。

工事概要は、まず、余熱利用設備更新工事について、発電用蒸気加熱管の肉厚が減少しており、強度不足を生じていることから全数の更新を行い、機能不全を防止し、施設の強靱化と延命化を図るものです。

次に、焼却炉制御システム更新工事について、システムの老朽化により故障時の対応部品が供給できず、施設の重大な機能不全に陥る可能性が高いため、焼却炉制御システムの更新を行い、施設の安定稼働及び機能回復を図り、機能不全を防止するとともに延命化を図るものでございます。

次に、主要ポンプ、送風機等更新工事について、単体では補助対象とならない機器を、C

CO₂の排出量削減を目的に更新することで補助対象となることから、重要度の高い機器の更新を行い、施設の安定稼働及び延命化を図るとともに、二酸化炭素の排出抑制に寄与するものです。

最後に、機器冷却設備更新工事については、老朽化により機器の冷却保護に支障をきたし、重要な機器の故障につながるおそれがあることから、設備の更新を行い、機能不全による重大な事故を防止し、施設の安定稼働及び延命化を図るものでございます。

工期につきましては、議会の議決を得た日から令和6年3月24日としておりますが、工事期間中も一般家庭ごみの受入れに影響のないよう工程を調整し、施工してまいります。

また、下段に平面図を添付しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

以上、何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（永山 誠君） 説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

畑中議員。

○4番（畑中政昭君） 畑中でございます。ご説明ありがとうございました。

泉北クリーンセンター基幹的設備改良工事、延命化工事の概要について、若干お尋ねをさせていただきます。

事前にお配りいただいているこのA3の資料の右側、3、スケジュールの上から5つ目の矢印のある工事着手と書いている下に「※工事期間（休炉中）は通常どおり委託ごみの搬入を受入れ」と書いていただいておりますけれども、これは工事期間中もこの受入れについて影響がないのかあるのか、そのあたりのご説明をお願いしたいと思います。

○議長（永山 誠君） 西田環境事業課長。

○環境部環境事業課長（西田育生君） 環境事業課長、西田でございます。

工事中の一般家庭ごみの搬入への影響についてお答えさせていただきます。

工事中の一般家庭ごみの搬入につきましては、工事工程におきまして断続的に運転と工事を行うことで、通常どおり搬入ができるよう工程を調整しております。工事期間中はごみピットの貯留状態に留意しながら、ごみの搬入に影響が出ないように工事を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（永山 誠君） 畑中議員。

○4番（畑中政昭君） 直接搬入が今もされていると思うんですけれども、それについての影

響もないんでしょうか。

○議長（永山 誠君） 西田環境事業課長。

○環境部環境事業課長（西田育生君） 環境事業課長、西田でございます。

直接搬入への影響についてお答えさせていただきます。

工事中の直接搬入につきましても、通常どおり搬入ができるよう工程を調整しております。運転計画上、直接搬入への影響はないものでございますが、過去にも焼却炉の整備工程の影響で一時的に直接搬入を規制した例がございます。延命化工事に限らず、災害や定期整備工事の内容により搬入する市民の方々の安全確保のため、直接搬入を制限させていただくこともあろうかと存じます。もちろんその際には、組合ホームページ等を通じまして周知申し上げてまいります。

以上でございます。

○議長（永山 誠君） 畑中議員。

○4番（畑中政昭君） かしこまりました。ありがとうございます。

本来でしたら、本来というか、私が考えるには、本来やったら代替施設を用意してというところでの工期かなと思ったんですけども、そうではなくて断続的に工事をされるということで、恐らくそれも予算縮減につながっているのかなと推察をするところです。

先ほど周知というところもご説明いただきました。これはすみません、3市の首長さんおそろいなので、できたら3市でも市民の方への周知、こちらに努めていただきたいと思います。

皆さん、私なんかでもご存じやと思うんですけども、恐らく年末年始とかがごみが非常にピットにあふれているというか、非常に増えている状況であったりとかすると思います。断続的に工事するとき、この時期ならできる、この時期ならなかなか厳しいというような波があると思うので、そのあたりも現場でオペレーションを実際にされている方々としっかりとヒアリングの上、ごみの排出が止まってしまうということがないようにしっかりと行っていただきたいと思います。要望しておきます。

次に、起債償還について教えてください。

工事の概要が示されまして、その説明の中に令和4年4月19日に交付決定ということで、一定金額が決まりましたので、起債償還についても一定数字が出てこようかなと思っております。組合市の起債償還額は一体どういった形になるのか、そのあたりを教えてください。

○議長（永山 誠君） 山内財政課長。

○総務部財政課長（山内良二君） 総務部財政課長の山内でございます。

起債償還のことですが、借入額としまして、令和4年度に4億8,690万円、令和5年度に7億9,070万円、総額12億7,760万円を借入れする予定でございます。

起債償還額ですが、利子総額1億5,763万4,000円と合わせて、元利合計14億3,523万4,000円となるものでございます。

以上でございます。

○議長（永山 誠君） 畑中議員。

○4番（畑中政昭君） ありがとうございます。

この元利合計の14億3,523万4,000円が3市の分担ということになるというふうに理解しておきます。

加えて、1年当たりの償還額、このあたりも分かっている範囲で教えていただきたいと思えます。

○議長（永山 誠君） 山内財政課長。

○総務部財政課長（山内良二君） 総務部財政課長の山内でございます。

1年当たりの償還額でございますが、元金均等払いとしているためから支払額は変動してまいります、令和8年が1億8,323万6,000円となっております、ここから徐々に減少しながら令和15年度までの償還となるものでございます。

以上でございます。

○議長（永山 誠君） 畑中議員。

○4番（畑中政昭君） この令和8年の1億8,323万6,000円がピークだということですね。ここから山を迎えて減少していくと。理解しました。ありがとうございます。

今回、この泉北クリーンセンターの基幹的設備改良工事をするに当たりまして、先ほどご説明にもありました事業費の縮減と補助金も効率的に活用していただいております、組合市の実質負担は縮減に向かっているところで、そのあたりは感謝を申し上げたいと思えます。

一方で、恐らく事後保全で行うというところで、恐らく工事を除外されたところもあろうかと思うので、そのあたり事後保全となったら、先ほど申し上げましたようにごみが何かしらの機能不全に陥って排出できないということがもちろんないようにしていかないといけないというところもバランスが大事なので、そのあたりもこの場をお借りして要望しておきたいと思えます。

引き続き、どの構成市3市においても財政状況はこれからも人口減少で厳しくなるので、

やはりこの分担金の縮減、こういったところに努めていただきたいと最後に要望いたしまして、私の質問を終わっておきます。

以上です。

○議長（永山 誠君） 他にございませんか。

坂元副議長。

○13番（坂元純一君） ありがとうございます。

基幹的設備改良工事として26億3,450万円の工事請負契約議案ということなんですけれども、総事業費が28億3,580万円となっている中で、この2億円余りの差額についてお伺いをします。

○議長（永山 誠君） 西田環境事業課長。

○環境部環境事業課長（西田育生君） 環境事業課長、西田でございます。

予算額と契約額の差額についてお答えさせていただきます。

予算額28億3,580万円のうち、約1億5,000万円につきましては、令和5年に実施予定の照明設備工事を含んでございまして、同工事は令和5年度に分離発注することから今回の契約には含まれておらず、差額が発生しているものでございます。

以上でございます。

○議長（永山 誠君） 坂元副議長。

○13番（坂元純一君） では、これを分離発注とした理由についてお聞きします。

○議長（永山 誠君） 西田環境事業課長。

○環境部環境事業課長（西田育生君） 環境事業課長、西田でございます。

分離発注の理由についてお答えさせていただきます。

令和5年度に実施する照明工事は、プラントの基幹的設備改良工事と工程の調整を図ること、プラントの施工業者以外のものでも施工が可能でありまして、また、競争入札によりさらなるコスト削減が期待できることから分離発注するものでございます。

以上でございます。

○議長（永山 誠君） 坂元副議長。

○13番（坂元純一君） 改良工事の費用をできるだけ圧縮するというところにおいて、ご努力いただいているということがよく分かりました。

しかしながら、この28億円の改良工事を投じる上に、それ以降もランニングコストとして定期的なメンテナンス費用というのは非常に多く金額がかかるわけですので、この延命化工事

を行った10年後にこの施設を取り壊して新しい施設を造るのか、また、さらなる延命化工事を行うのか、そういった方向性については、この本議会におきましても、各構成市の議会でも、また市民の皆さんに対しても方向性というのが示されていないというふうに考えているんですけれども、その中でどうしても今この延命化工事を行わなければならないのか、そしてこの延命期間を10年間と設定している理由についてお伺いをいたします。

○議長（永山 誠君） 西田環境事業課長。

○環境部環境事業課長（西田育生君） 環境事業課長の西田でございます。

延命化工事を行う理由と必要な工事なのかということ、また、1点、基幹改良後の稼働を10年にした理由についてお答えさせていただきます。

廃棄物処理施設におけます設備・機器は、高温多湿や腐食性雰囲気等の過酷な条件に加え、機械的摩耗も避けられない状況で稼働するため、性能低下や摩耗の進行が速く、既存の施設を有効利用するためには設備の機器の更新整備による延命化対策が重要となります。設備・施設全体の耐用年数は一般的に20年程度であるため、施設全体の耐用年数の延長を図ることは財政的にも効果的であると同時に、地球温暖化対策の観点からも求められていることから、本組合においても令和3年3月に策定した施設整備総合計画に基づきまして延命化工事を実施し、施設の安定・安全稼働の確保を図るものでございます。

もう一点、期間を工事後の稼働10年にした理由につきましてですけれども、本組合で10年を超える長寿命化工事を実施した場合、焼却炉を長期間停止し、その間、ごみ処理を外部委託するため、多額のコストが必要となることから、外部委託をせず10年の長寿命化を行うことが最も効果的で効率的と判断したものでございます。

以上でございます。

○議長（永山 誠君） 坂元副議長。

○13番（坂元純一君） ありがとうございます。

令和16年には新たなるクリーンセンターの供用開始という方向性が示されている中で、そのための基本構想の策定ですとか、用地選定、基本計画、基本設計、環境アセス、デザインビルド、あと都市計画、そういった様々進めていかなければならないことが差し迫っているというわけです。

これを進めていく中で、阪口管理者におかれましては、環境省にも繰り返し足を運んで、そういったところと太いパイプを構築しながら、カーボンニュートラルとか循環型社会における新しい廃棄物処理施設の在り方について検討を重ねてくださっているということをお伺

いしておりました、そのことには感謝するところであります。

ただこの改良工事の金額をはるかに上回る新設工事ということになりますと、その費用は莫大なものとなります。一般的に焼却施設の新設工事となりますと、焼却炉処理能力1トン当たり1億というような試算も示されている中で、現在本組合が運用している300トンクラスの焼却炉を建設しようとする場合、やはり同等の約300億円の金額がかかると予想されるビッグプロジェクトとなるわけであります。そのためにも、今行われております基本構想の策定委員会での議論というのが非常に大切なものになってくるであろうというふうに思います。

管理者も精通しておられるであろう環境省が指し示しております廃棄物の減量、その他その適切な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針においては、廃棄物処理施設の立地に関する地域住民の信頼を確保し、理解を得ていくためには、施設の立地、処理の方法、維持管理の計画等に関し、情報公開を積極的に行うことが重要と、そういうふうに示されておりました。

しかしながら、例えば本組合のホームページなどを見たときに、この基本構想委員会の協議の中身ですとか、そういったことについて分かりやすい情報発信というのは見るできませんでした。こういった事業におけるかじ取りというところにおいては、情報発信をどのようにするのかというところにおいては非常に難しいところがあるということは理解しておりますけれども、この2か年にわたる基本構想の策定を経て、令和5年度以降には用地を確定させなければならないということもあるわけですし、市民への情報公開の必要性、また、行政の行う事業として市民への説明責任を果たさなければならない我々議員に対しての情報提供というのは、非常に重要なところになってくるというふうに思っております。ぜひともそのところのご検討をお願いしたいということを申し上げまして、終わります。

○議長（永山 誠君） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号、泉北クリーンセンター基幹的設備改良工事請負契約の締結についてを原案ど

おり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、原案どおり可決されました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、閉会に当たりまして、管理者より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

阪口管理者。

○管理者(阪口伸六君) 本日はこの令和4年第2回定例会、慎重審議をいただき、誠にありがとうございます。

ご提案申しあげました案件につきましても、慎重ご審議をいただきながら全てご同意、ご承諾、ご承認、ご可決を賜りましたことを厚く御礼を申し上げます。

また、議員役員改選に当たりまして、新しく永山議長さん、そして坂元副議長さん、また、監査委員につきましても、溝口議員さんをご承認いただきました。心からお祝いと御礼を申し上げたいと思います。

さて、本日ご可決を賜りました泉北クリーンセンター基幹的設備改良工事請負契約につきましては、残り10年間の延命化に向けて市民生活に影響のないよう適切に工事を行ってまいりたいと考えております。

今後とも、我々正副管理者、職員一同、効率的、効果的、そして安全で安心なこの設備の運転、組合行政の推進のためにさらなる努力をしてまいる所存でございます。

議員各位におかれましても、本組合運営に格段のご理解、ご協力、ご支援を引き続き賜りますよう心よりお願い申し上げます。

終わりに際しまして、これから梅雨時を迎えます。体調管理が難しい時期でもございます。議員各位におかれましては、くれぐれもご自愛いただきまして、ご健勝にてご活躍をいただきますことを心からご祈念申し上げます。閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長(永山 誠君) 管理者の挨拶が終わりました。

それでは、これもちまして、令和4年泉北環境整備施設組合議会第2回定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。ありがとうございました。

(午前11時04分閉会)

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

泉北環境整備施設組合議会臨時議長 服部 敏 男

泉北環境整備施設組合議会議長 永 山 誠

同 署 名 議 員 清 水 明 治

同 署 名 議 員 林 哲 二